

## 令和元年度第7回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年10月11日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時30分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	5番	野口 孝志		6番	竹内 友夏	
	出席 事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田辺 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	令和2年7月の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について
第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画案の意見照会について
第5号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
第6号	農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について
その他	(1) 農地パトロールのとりまとめ及び意向調査について (2) 農業者年金対象者リストアップについて (3) 令和元年度第8回南部町農業委員会総会日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、令和元年度第7回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はいません。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致しま

		す。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会 長	－省略－
	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、5 番 野口孝志委員、6 番 竹内友夏委員、書記につきましては田辺操枝書記をお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 令和 2 年 7 月の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について	議 長	『議案第 1 号令和 2 年 7 月の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について』を上程致します。 提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	資料をご覧ください。来年 7 月の改選につきまして、地区の募集定員数を決定し、手続きを進めて良いか承認を求める案件でございます。 1 は委員数及び担当地区人数でございます。農業委員会の条例に謳われている人数が記載してあります。※1 にありますが、農業委員の選任にあたっては、地区別の定数枠を設けることは不適とされています。当初の改選の説明会から農水省がこのように説明しておりますので、この度も農業委員数については地区別の割り振りはしていません。2 の推薦方法につきましては、地域振興協議会に推薦依頼を行うと言う事でございます。前回の総会で皆さんに色々ご意見を頂きましたが、最終的には前回と同じ形で振興協議会の推薦依頼を行う、ただし、農地利用最適化推進委員の指名につきましては、新しくなられた農業委員が行います。よって 1 で農業委員が決まるとその 7 名の農業委員が地区別に推進委員を指名すると言う事になります。 3 のその他各委員の選考につきましては南部町農業委員会候補者選定委員会設置要綱に基づき行う。と言う内容でございます。宜しく願い致します。
	議 長	ただ今説明がありました議案第 1 号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。
	田邊委員	※印に農業委員の選任にあたっては、地区別の定数枠を設けることは不適とされているとありますが、これは各地域から推薦だと思いますが、例えば上長田から 2 人、東長田から 2 人、天津から 2 人というようなことも候補者としては妥当であると、天津から 3 人出ても妥当と、後は振興協議会で協議して選ばれると言う形の理解で宜しかったですでしょうか？
	議 長	ある地域から 3 人でもいいのかと言う事ですが、例えば前回では天津地区から 6 人の候補者が出ました。ここに、各委員の選考については南部町農業委員会候補者選定委員会が設置されるとあります。その中で議論し、天津地区から 1 名選出すると言う形をとらなければ、偏りが生まれ地域の方がいない地区が生まれ実態把握ができなくなるので、例えば天津地区から 6 名出られたら選考委員会の中で 1 名の方を選ぶ。選考委員会で議論して選ぶと言う事です。ちなみにですが、会長は選ばれる側ですので、この選考には入っておりません。
田邊委員	分かりました。それと、最適化推進委員の指名ですが、考え方によっては地域振興協議会が指名して農業委員が認める、或いは振興協議会が選んだ方を認めて提出すると言う事になります。この考え方は流れから	

		みるとおかしいのではないかと。思います。あくまでも参考としていただくために振興協議会が選任して、農業委員と相談して農業委員が最終的には決められる、或いは推薦して提出されると言う考え方で良いでしょうか。
	議 長	これについては、前は間違った考えの所もありましたし、また農業委員が最適化推進委員を選んだと言う所もありました。この際きちんとしなければならないと思っています。農業委員が決まったら、農業委員が地域の推進委員を指名すると言う事です。前はどうも地域によっては振興協議会が推進委員も指名をしていたと言う事で、今回混乱をきたさないためにも最初から農業委員は地域の中で選び、農業委員が推進委員さんを指名する。また推進委員も立候補が可能です。推進委員の候補者が複数名おられましたら、農業委員会選定委員会にかけて選出される。基本的には農業委員が指名する、と言う事を間違いなく確認していただいて、振興協議会は農業委員を選ぶと言うだけだと言う理解をお願いします。
	田邊委員	分かりました。
	議 長	他にはありませんか。今回異議が無ければこの内容をそのまま町長に提出します。大きな変更があれば条例を変更しなければなりませんので、何かあればご意見ください。
	一 同	なし。
	議 長	無いようですので、議案第 1 号令和 2 年 7 月の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について原案通り議決承認されました。
議案第 2 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。一部案件は私が申請者ですので、議長を市川職務代理に交代し、該当案件について一括上程をしてもご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	では、議長を市川職務代理に交代します。
	議 長 (市川委員)	(市川職務代理議長席へ) それでは、代って議長を務めさせていただきます。一括上程と言う事で、まずは議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、それから農用地利用集積計画、更に報告事項の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、を上程致します。事務局より説明をお願いします。
	局長補佐	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。  【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】  番号 2 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 835 m <sup>2</sup>  計：畑 1 筆 835 m <sup>2</sup> 合計：1 筆 835 m <sup>2</sup> 譲渡人： 耕作面積：11,336 m <sup>2</sup> 譲受人： 耕作面積：11,336 m <sup>2</sup> 所有権移転、贈与



		から が贈与で取得し利用するための申請である。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。なお、お二人の関係はご親戚と言う事です。 以上です。
	議 長	議案第 2 号について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	庄倉委員	この田の現在の状況と、新たに からと言う事ですがどのように耕作をされるのか教えてください。
	局長補佐	現在の状況ですが、午前中の現地調査では水稻を植えられており、稲刈りの途中でした。 さんは長年作業受託を受けておられて、この度、所有権移転して さんが所有権を持って耕作されたいとの事で話がまとまって今回の提案になりました。
	議 長	私から補足です。相続が難しい状況の中、 さんが亡くなった後、い とこである さんが長年作業委託されていまして。面倒を見てく れている さんに贈与されると言う事です。 現所有者の さんは の方で、そういった事情での所有権移転で す。
	庄倉委員	分かりました。
	議 長	ご異議ございませんか。
	田邊委員	議案書には さんの名前の部分が「 」と「 」と2つありま すがどちらが正しいでしょうか。また、農機具などの賃貸借はどうな っておりますか。
	局長補佐	失礼しました。 さんは正しくは「 」さんです。訂正をお願い します。また農機具についてですが自己所有されておりますので さん ご自身の所有の機具を使っておられます。 さんはご住所が ですが、元は で農業をされていた方で、その ため農機具は一式持つておられます。
	田邊委員	分かりました。
	議 長	他にご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可につ いて番号 1 は議決承認されました。
議案第 3 号 農用地利用集 積計画案の決 定について	議 長	『議案第 3 号農用地利用集積計画案の決定について』を上程致しま す。 提案者より説明を求めます。
	局 長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のと おり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規 程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項にお いて定める事項は別添の明細書の通りでございます。 これについては局長補佐が説明いたします。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 6～11 頁)】  整理番号 121 番～129 番 設定を受ける者： 5 名 設定をする者： 9 名 設定をする土地： 29 筆 計 35,650 ㎡  以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全 て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。
	議 長	では、議案第 3 号について質疑を受けます。
	庄倉委員	さんですが、世帯員が 4 名で専従者が 1 人ですが、補助者もおら

		れないのにこの面積を賄えるものでしょうか？
	局長補佐	さんは今年から雇用しておられる方が一人います。妹さんになりますが、お二人でこの面積を耕作しておられます。
	庄倉委員	分かりました。もう1件ですが が で野菜の作付を行うとの事ですが、水はけなどはどのような状況でしょうか。
	局長補佐	提案申請書が出た際に、地元の農業委員さんと現地を確認しております。水はけについては問題ないと思いますし、この農地は今まで多面や中山間で管理され守られていましたが、なかなか受け手が見つからずさんに受けていただいたものですから、圃場としては荒れてはいませんでした。
	議 長	担当委員の野口委員さん何かあればお願いします。
	野口孝志委員	は比較的水はけが良い方ですが、中には水はけが悪いところがありますが、そういった所は入っておりませんので大丈夫だと思います。また、以前重機で排水路も作ってあります。
	庄倉委員	これは団地化がされていて他のものは作っておられないと言う事でしょうか。
	局長補佐	かたまったところにありましたので、田と畑がまばらにあったわけではなく、一連の所をまとまって話をされたようで、隣同士で話をしてまで広がっていったようです。
	庄倉委員	分かりました。
	議 長	他に質問はありませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第3号農用地利用集積計画案の決定については議決承認されました。
議案第5号 B判定農地の 地目変更に伴 う特別委員会 の判定結果に ついて	議 長	議案第5号『B判定農地の地目変更に伴う特別委員会の判定結果について』を上程致します。 提案者からの説明を求めます。
	井上武委員	本日9時より、恩田会長、市川委員、野口孝志委員、野口龍馬委員、頼田委員、田邊委員、井上武、芝田局長、亀尾局長補佐、小森事務員の10名で現地確認に行きました。 資料の1～5番までの という所ですが、航空図面では からへ行く道のアダチ建設の過ぎたあたりを右に上がったところ。1の筆は杉が植えてあってかなり大きくなっていました。2～5はかなり大きな木が生えていて山と変わらない状況でした。次に6～17のという場所ですが、場所は先ほどの から上にあがって左に入ったの左を行った所です。ここは現地に行くこともできない状況で、道路際から草木が生い茂って、山と同化した状況でした。 次が18～38の という所ですが、場所は の反対側に向かって行った所です。山道を車で上がっていった所で、 まではある程度管理されて耕作されていました。そこから奥の24から32の さんのところまでが道路として何とか車が入れました。奥は杉の木が生えていて山に近い状態でした。18～35は山際で、どうにかして耕作できるような状態ではなく、どの筆も大きな杉が植わっており、山林化が進んでいました。以上です。
	議 長	議案第5号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。

	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第 5 号 B 判定農地の地目変更に伴う特別委員会の判定結果については議決承認されました。
議案第 6 号 農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について	議 長	議案第 6 号『農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について』を上程いたします。 提案者からの説明を求めます。
	局 長	農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定を求めます。 内容につきまして、局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【『農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について』朗読（議案書 14 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記・田 現況・畑 178 m <sup>2</sup> の内 76.47 m <sup>2</sup> 申請人： 農業用施設用地 農機具庫設置 現在、農機具を保管している納屋を、母屋のリフォーム（増築）に伴い取り壊すため、農機具庫が新たに必要となったため。
	議 長	議案第 6 号について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	議案第 6 号 農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について議決承認されました。
	5. 報告 （1）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	議 長
	局長補佐	【農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書についての内容を朗読（議案書 15 頁）】 借人の さんは現在 86 歳で、来年の作付はできないだろうと言う事で、地権者に迷惑を掛けないように早目に手続きをされたいと言う事で今回手続きをされました。 解約日は 9 月 20 日となっていますが、稲刈りが終わり次第ということで話をされているとの事です。 以上です。
	議 長	この件について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
	田邊委員	さんの土地は さんが耕作を辞めた後は次の耕作者は決まっていますか？
	局長補佐	この後どうされるか聞き取りをしましたが、次の相手はまだ決まっていなかった。にお住まいですので、さんと一緒に次の方を探したいと言う話でした。
	田邊委員	分かりました。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	無いようですので農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

		の報告を終わります。
(2) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について	議長	報告『(2) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』 朗読及び説明（議案書16～17頁）】 一連の河川改修でブロックを設置する工事に伴う一時転用です。賃貸借で賃料ですが、1は10aあたり 円、2は10aあたり 円、3は10aあたり 円、4は10aあたり 円と聞いております。
	議長	ただ今報告があった一時転用の件につきまして、何かありましたらお願いします。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、報告を終わります。
6. その他 (1) 農地パトロールのとりまとめ及び意向調査について (2) 農業者年金対象者リストアップについて	議長	(1) 農地パトロールのとりまとめ及び意向調査について、ならびに(2) 農業者年金対象者リストアップについて提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	現在、農地パトロールをしていただいていると思います。終わったところもあるかと思いますが、10月末を目安に一度ファイルを事務局に返却していただきます。その後整理させていただいて意向調査用にファイルをお配りしますのでよろしくをお願いします。 また農業者年金対象者リストアップについてですが、1枚ものの資料と加入推進対象者名簿をお配りしています。こちらの名簿に載っている方以外に新たに対象となられる方がおられましたら記入いただいて次回総会の時に提出をお願いします。 対象者は国民年金第1号加入者、20歳以上60歳未満の方、年間60日以上農業に従事されている方が条件でございます。宜しくお願い致します。
	議長	提案者より説明がありました、何かありましたらお願いします。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、このような形で進めさせていただきます。
7. 令和元年度第8回農業委員会総会の日程について	議長	令和元年度第8回南部町農業委員会総会は、令和元年11月12日(火)に開催します。
	議長	幹事よりお知らせがあります。 作野委員ご説明をお願いします。
	作野委員	－省略－
	議長	幹事からの報告について質疑ある方はお願いいたします。
	竹内委員	先月農業関係の本を頂きたいとお伝えしました。提供いただいた方にこの場でお礼をお伝えします。えん処米やで行うサンデーマーケットに出店しておりますので、ぜひいらしてください、以上です。
	議長	他にはございませんか。
	田邊委員	－省略－
	議長	他にはございませんか。
	一同	無し。

8. 閉 会	議 長	これにて令和元年度第7回南部町農業委員会総会を閉会します。
--------	-----	-------------------------------